

知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂9版】をご購入いただいた皆様へ

第33回(2019年7月21日実施)以降の検定試験を受検される場合は、平成30年度著作権法他の改正等に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂9版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第33回	2019年7月21日(日)	2019年1月1日
第34回	2019年11月17日(日)	2019年5月1日
第35回	2020年3月15日(日)	2019年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

ご注意ください

今回の3級公式テキストの改訂では、法改正により変更した部分と、法改正とは関係なく内容を改訂した部分があります。

また、法改正の施行日についても統一されていないため、本資料では実施回が早いもの及び法改正に関連のない内容から順に掲載をしていますので、実施回ごとにどの法改正が影響するかご確認のうえ、ご利用ください。

改訂に関連する法律

特許庁ホームページ

不正競争防止法等の一部を改正する法律

URL : http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_archive.html#h30

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou_h300530.html

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(施行:平成30年(2018)年12月30日)

ただし、商標法第26条第3項第1号の改正規定は平成28(2016)年12月26日施行

URL : https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/tpp_houritu_seibi_h281228.html

文化庁ホームページ

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第70号)について
(施行:平成30年(2018)年12月30日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/

著作権法の一部を改正する法律(施行:平成31(2019)年1月1日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

学校教育法等の一部を改正する法律(施行:平成31(2019)年4月1日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/gakkou_kyouikuhou/



※2019年3月15日現在(今後さらに変更する場合があります)



■第33回（2019年7月21日）以降の検定試験より反映されます（※一部は第32回の検定試験より影響しています）

該当箇所	変更前	変更後
P14 Lesson 2 特許要件 ■ 3 ■ 新しい発明であること（新規性） 下から2行目	新規性喪失の例外規定の適用を受けるには、その発明が公知となった日から 6カ月 以内に出願しなければなりません。	新規性喪失の例外規定の適用を受けるには、その発明が公知となった日から 1年 以内に出願しなければなりません。
P35 Lesson 5 特許権の管理と活用 ■ 2 ■ 特許権の存続期間 最終行	日本国では、特許権の存続期間は特許出願日から20年で終了します（特67条1項）。 例外として 、医薬品等に係る特許権については、最大で5年延長されることがあります（特67条2項）。	日本国では、特許権の存続期間は特許出願日から 原則として 20年で終了します（特67条1項）。 一定の場合に、延長登録出願により存続期間を延長できる場合があります（特67条2項、4項） 例えば、医薬品等に係る特許権については、原則として最大で5年延長されることがあります（特67条4項）。
P57 Lesson 8 意匠法の保護対象と登録要件 ■ 1 ■ 意匠とは 参考登録意匠 削除	<div data-bbox="743 659 846 882" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="581 893 1025 991" data-label="Text"> <p>意匠登録 第1255128号 意匠に係る物品：ロボット 意匠権者：本田技研工業株式会社</p> </div>	意匠登録が終了されていたため 削除

該当箇所	変更前	変更後
P60 Lesson 8 意匠法の保護対象と登録要件 3 意匠登録の要件 (2) 新しい意匠であること (新規性) (本文のみ) 上から 5 行目	新規性喪失の例外規定の適用を受けるには、その意匠が公知となった日から 6 カ月 以内に出願しなければなりません。	新規性喪失の例外規定の適用を受けるには、その意匠が公知となった日から 1 年 以内に出願しなければなりません。
P90 Lesson12 商標法の保護対象と登録要件 2 保護対象 上から 2 行目～ 5 行目 削除	一方、見る角度によって絵が変わるホログラムの商標は、クレジットカードに付されているものが一例といえますが、これまで日本国では商標登録が認められていませんでしたが、平成 26 年法改正によりホログラム商標についても商標法の保護対象となりました。	一方、見る角度によって絵が変わるホログラムの商標は、クレジットカードに付されているものが一例といえますが、これまで日本国では商標登録が認められていませんでしたが、平成 26 年法改正によりホログラム商標についても商標法の保護対象となりました。
P90 Lesson12 商標法の保護対象と登録要件 2 保護対象 上から 6 行目～ 8 行目 修正・追加	さらに、 同じくこれまで保護対象となっていなかった 音商標、色彩のみからなる商標、動き商標および位置商標についても保護対象となりました。 音商標とは、…	さらに、同じくこれまで保護対象となっていなかった ホログラム商標 、音商標、色彩のみからなる商標、動き商標および位置商標についても保護対象となります。 ホログラム商標とは、文字や図形等がホログラフイーその他の方法により変化する商標の事をいいます。見る角度によって変化して見える文字や図形等です。 音商標とは、…
P102 Column 3 団体商標登録制度、他	この制度は平成 18 年 4 月 1 日から運用が開始され、 平成 29 年 12 月 31 日 現在で 617 件が登録されています。	この制度は平成 18 年 4 月 1 日から運用が開始され、 平成 30 年 11 月 30 日 現在で 645 件が登録されています。

該当箇所	変更前	変更後
P103 Column 3 団体商標登録制度、他	この制度は平成 27 年 6 月 1 日から運用が開始され、 平成 29 年 12 月 15 日 現在で 58 件が登録されています。	この制度は平成 27 年 6 月 1 日から運用が開始され、 平成 30 年 12 月 27 日 現在で 73 件が登録されています。
P157 Lesson19 著作権法の目的と著作物 4 その他の著作物 (2) 編集著作物 1 行目 (3) データベースの著作物 1 行目	(2) 編集著作物 編集著作物とは、例えば、新聞や雑誌など、その素材の選択 や 配列によって… (中略) (3) データベースの著作物 データベースの著作物とは、データベースでその情報の選択 や 体系的な構成により… (中略)	(2) 編集著作物 編集著作物とは、例えば、新聞や雑誌など、その素材の選択 又は 配列によって… (中略) (3) データベースの著作物 データベースの著作物とは、データベースでその情報の選択 又は 体系的な構成により… (中略)
P172 Lesson22 著作（財産）権 Question 選択肢 A	A 著作権の存続期間は、著作者の死後 50 年を経過するまでである。 来年になれば著作者が死亡してから 50 年を過ぎることがわかったので、許可を取らなくてもよい。	A 著作権の存続期間は、著作者の死後 70 年を経過するまでである。 来年になれば著作者が死亡してから 70 年を過ぎることがわかったので、許可を取らなくてもよい。
P172 Lesson22 著作（財産）権 Question Hint	映画の著作物 の存続期間や 関係する権利は、他の著作物とは異なる。	映画の著作物 に の 存続期間や 関係する権利は、他の著作物とは異なる。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P177 Lesson22 著作（財産）権 2 著作権の発生と存続期間 6行目～</p>	<p>存続期間は、原則として、著作物の創作時に始まり、著作者の死後 50 年を経過すると消滅します（著 51 条）。なお、共同著作物には著作者が複数人いるため、最後に死亡した者の死後 50 年までと規定されています。</p> <p>また、無名・変名の著作物や、法人名義の著作物については、著作物の公表後 50 年まで権利が存続します（著 52、53 条）。ただし、映画の著作物だけはほかの著作物より保護期間が長く、著作物の公表後 70 年（創作後 70 年以内に公表されないときは創作後 70 年）です（著 54 条）。</p>  <p>保護期間の計算方法については、著作者が死亡した日の属する年の翌年 1 月 1 日から起算します※（著 57 条）。例えば、ある作家が 2017 年 8 月 1 日に死亡した場合、その作家が書いた小説の著作（財産）権の存続期間は、翌年 2018 年 1 月 1 日から起算して 50 年後、2067 年 12 月 31 日に満了することになります。</p>	<p>存続期間は、原則として、著作物の創作時に始まり、著作者の死後 70 年を経過すると消滅します（著 51 条）。なお、共同著作物には著作者が複数人いるため、最後に死亡した者の死後 70 年までと規定されています。</p> <p>また、無名・変名の著作物や、法人名義の著作物については、著作物の公表後 70 年まで権利が存続します（著 52、53 条）。ただし、映画の著作物は、ほかの著作物より保護期間が長く、著作物の公表後 70 年（創作後 70 年以内に公表されないときは創作後 70 年）です（著 54 条）。</p>  <p>保護期間の計算方法については、著作者が死亡した日の属する年の翌年 1 月 1 日から起算します※（著 57 条）。例えば、ある作家が 2017 年 8 月 1 日に死亡した場合、その作家が書いた小説の著作（財産）権の存続期間は、翌年 2018 年 1 月 1 日から起算して 70 年後、2087 年 12 月 31 日に満了することになります。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P178 Lesson22 著作（財産）権 2 著作権の発生と存続期間 保護期間の計算方法 図	 <p>保護期間の計算方法</p> <p>2017年 8月1日 (創作) → 2018年 1月1日 (死一) → 2067年 12月31日 (死二)</p> <p>50年 (死一から死二までの期間)</p> <p>著作(財産)権の存続期間</p>	 <p>保護期間の計算方法</p> <p>2017年 8月1日 (創作) → 2018年 1月1日 (死一) → 2087年 12月31日 (死二)</p> <p>70年 (死一から死二までの期間)</p> <p>著作(財産)権の存続期間</p>
P178 Lesson22 著作（財産）権 まとめ 最終行	著作（財産）権は、著作物が創作された時に発生し、原則として著作者の死後 50 年で消滅する。	著作（財産）権は、著作物が創作された時に発生し、原則として著作者の死後 70 年で消滅する。
P179 Lesson22 著作（財産）権 解説 2行目	…原則として、著作者の死後 50 年を経過するまでです（著 51 条 2 項）。 ただし 、映画の著作物については、…	…原則として、著作者の死後 70 年を経過するまでです（著 51 条 2 項）。 ただし 、映画の著作物については、…
P185 Lesson23 著作権の制限 四角枠内 ①修正 ⑥追加	①いわゆる「写り込み」（付随的著作物としての利用）等（著 30 条の 2～30 条の 4、 47 条の 9 ） ②～⑤（中略）	①いわゆる「写り込み」（付随的著作物としての利用）等（著 30 条の 2～30 条の 4、 47 条の 9 ） ②～⑤（中略） ⑥電気計算機における著作物の利用に付随する利用等（著 47 条の 4）
P188 Lesson24 著作隣接権 Question 選択肢 A	A クラシック音楽は創作者の死後 50 年を経過していて著作権の存続期間が切れているので、…	A クラシック音楽は創作者の死後 70 年を経過していて著作権の存続期間が切れているので、…

該当箇所	変更前	変更後								
P192 Lesson24 著作隣接権 2 著作隣接権の発生と消滅 表内	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>権利の消滅</td> </tr> <tr> <td>その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して50年後</td> </tr> <tr> <td>その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年後</td> </tr> <tr> <td>その放送・有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年後</td> </tr> </table>	権利の消滅	その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年後	その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年後	その放送・有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年後	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>権利の消滅</td> </tr> <tr> <td>その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して70年後</td> </tr> <tr> <td>その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して70年後</td> </tr> <tr> <td>その放送・有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年後</td> </tr> </table>	権利の消滅	その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年後	その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年後	その放送・有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年後
権利の消滅										
その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年後										
その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年後										
その放送・有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年後										
権利の消滅										
その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年後										
その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年後										
その放送・有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年後										
P218 Lesson27 民法 2 契約の有効要件 ②当事者の意思表示に瑕疵がないこと	…詐欺や 脅 迫による意思表示は、取り消すことができます。	…詐欺や 強 迫による意思表示は、取り消すことができます。								
P235 Lesson29 種苗法 まとめ 2行目	…①区別性、②均一性、③安定性、④未譲渡性。育成権者の存続期間は、品種登録日から25年で…	…①区別性、②均一性、③安定性、④未譲渡性。育成 者 権者の存続期間は、品種登録日から25年で…								

■第34回（2019年11月17日）以降の検定試験より反映されます

該当箇所	変更前	変更後
P96 Lesson12 商標法の保護対象と登録要件 3 商標登録の要件 識別力を有しない商標一覧表 最下段	地模様、キャッチフレーズ、 現 元号	地模様、キャッチフレーズ、 現 元号

■第35回（2020年3月15日）以降の検定試験より反映されます

該当箇所	変更前	変更後
P212 Lesson26 不正競争防止法 3 不正競争行為の種類 (5) 追加		(5) 限定提供データ不正取得等行為 限定提供データとは、相手方を限定して業として提供するデータで、電磁的方法により相当量蓄積され、および管理されている技術上又は営業上の情報をいいます。営業秘密の条件である「秘密管理性」は条件となりません。 この限定提供データを盗むなどの不正な手段により取得する行為や、不正取得した限定提供データを使用、開示するなどの行為は、不正競争行為に該当します。
P212 Lesson26 不正競争防止法 3 不正競争行為の種類 (5) → (6) 原産地等誤認惹起行為 2行目	(5) 原産地等誤認惹起行為 商品などにその原産地や品質を誤認させるような表示をする行為などは、不正競争行為として禁止されています(不競2条1項14号)。誤認させる…	(6) 原産地等誤認惹起行為 商品などにその原産地や品質を誤認させるような表示をする行為などは、不正競争行為として禁止されています(不競2条1項20号)。誤認させる…

該当箇所	変更前	変更後
<p>P213 Lesson26 不正競争防止法 3 不正競争行為の類型 (6) → (7) 競争者営業誹謗行為 3行目、11行目</p>	<p>(6) 競争者営業誹謗行為 いわゆる信用毀損行為で、両者の間に競争関係があることが必要です。競争相手にとって営業上の信用を害するような虚偽の事実を告知したり、流布したりする行為は、不正競争行為に当てはまります(不競2条1項15号)。 …(中略)… そのほか、不正の利益を得る、または他人に損害を加える目的で、その他人の氏名や商号等と同一か類似のドメイン名を取得、保有、使用する、ドメイン名不正取得等行為(不競2条1項13号)などが禁止されています。</p>	<p>(7) 競争者営業誹謗行為 いわゆる信用毀損行為で、両者の間に競争関係があることが必要です。競争相手にとって営業上の信用を害するような虚偽の事実を告知したり、流布したりする行為は、不正競争行為に当てはまります(不競2条1項21号)。 …(中略)… そのほか、不正の利益を得る、または他人に損害を加える目的で、その他人の氏名や商号等と同一か類似のドメイン名を取得、保有、使用する、ドメイン名不正取得等行為(不競2条1項19号)などが禁止されています。</p>